

松本市役所インターンシップ・職場体験事業 実施要領

1 趣旨

この要領は、松本市役所インターンシップ及び職場体験事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

松本市役所での就業体験の場を提供することで、職業意識を高め、市政に対する理解を深めることを目的とする。

3 対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校及び高等学校（以下、「大学等」という。）に在学する学生であり、本市のインターンシップ又は職場体験（以下、「実習」という。）に積極的に取り組む意欲のある者とする。

4 実施区分及び実施期間

- (1) 事業の実施区分は、インターンシップと職場体験の2つとし、それぞれの対象者は別途定めるものとする。
- (2) 事業の実施期間は、別途定めるものとする。

5 実習の日数等

- (1) 実習の日数は、事業の実施期間のうち、原則、インターンシップは5日間、職場体験は1～3日間とする。
- (2) 実習の時間は、原則、実習を受け入れる部署の勤務時間内とする。
- (3) 実習を受け入れる部署、人数、期間及び諸条件等は、別途定めるものとする。

6 申込手続等

- (1) 実習を希望する学生は、松本市役所インターンシップ・職場体験参加申込書（以下、「申込書」という。）を大学等に提出しなければならない。
- (2) 大学等は、実習を希望する学生から受理した参加申込書を取りまとめ、別途定める期限までに市に提出しなければならない。
- (3) 市は、参加申込書を受理したときは、その内容を審査し、実習の受入可否を大学等に通知するものとする。
- (4) 大学等は、実習の受入決定の通知を受けたときは、市と覚書を取り交わすとともに、次の書類を市に提出しなければならない。

ア 誓約書

イ 傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

7 実習生の身分

実習生は、市職員の身分は付与しないものとする。

8 実習生の報酬等

市は、実習生に対して賃金、手当、交通費等一切を支給しない。

9 実習の専念義務

実習生は、職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

10 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為をしてはならない。

11 守秘義務

実習生は、実習で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

12 実習中における事故責任等

(1) 大学等又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

(2) 市は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における市の責めに帰さない事故に関しては、大学等又は実習生が自らの責任において対応しなければならない。

(3) 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等又は実習生は、市に対してその損害を賠償しなければならない。

(4) 実習生が第三者に与えた損害等に関して、市は一切の責任を負わない。

(5) 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対して損害賠償の責を負った場合は、大学等又は実習生は、自らの責任の範囲内で、当該賠償により市が被った賠償の補填をしなければならない。

13 実習の中止

市は、実習生がこの要領の規定に違反した行為を行ったときや、その他実習の継続が難しい事由が生じたときは、実習を中止することができるものとする。